

佐世保市における子どものインフルエンザ予防接種実施要領

佐世保市における子どものインフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）について、下記のとおり必要な事項を定める。

- 1 接種対象者
佐世保市に住民票がある生後6か月以上の乳児から小学6年生までの児童
- 2 実施回数
予防接種は、年度に2回の実施とする。
- 3 個別予防接種
原則として個別予防接種とし、十分な予診や被接種者及び保護者の意思確認を確実に実行し実施するものとする。
- 4 予防接種実施機関
予防接種実施機関（以下「実施機関」という。）は、医療機関のうち、佐世保市と委託契約を交わした機関とする。
- 5 委託契約
実施機関は、「佐世保市における子どものインフルエンザ予防接種実施要領」を了知したうえで、佐世保市と別途契約するものとする。
- 6 委託契約の方法
 - (1) 佐世保市医師会（以下「医師会」という。）加入の医療機関は、「指定依頼申請書」を医師会に届け、医師会は届けのあった医療機関の代表人として佐世保市と契約を締結するものとする。
 - (2) 前号に規定する機関以外の実施機関は、「子どものインフルエンザ予防接種実施確認票」を佐世保市に提出し、その後、佐世保市と契約を締結するものとする。
 - (3) 実施機関を廃止する場合についても前2号と同様とする。
- 7 負担金の徴収
実施機関は、被接種者から負担金として、1回の接種につき、1,300円を徴収するものとする。
ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）における被保護者が「保護証明書」を提出した場合又は医療機関が「生活保護法医療券・調剤券」「生活保護法介護券」により被保護者と確認できる場合（いずれも接種日の当該月のもの）は徴収しないものとする。
- 8 接種対象者への周知方法
佐世保市は、接種対象者に対し、広報させば等により適宜、予防接種について周知徹底を行うものとする。

9 実施期間

毎年10月1日から翌年2月末日までの間とする。ただし、流行時期等を考慮し可能な限り年内接種を勧奨することとする。

10 予防接種の実施内容

医師は、予防接種を実施するに当たり、次の事項を確実に行うものとする。

- (1) 薬品並びに用具の点検確認をする。
- (2) 予防接種前には必ず予診、問診、診察を行う。
 - (ア) 予診票の点検
 - (イ) 予診票の医師署名ほか必要な事項を記入する。
 - (ウ) 問診、診察（視診及び聴診）を行う。

(3) 接種

次の量のインフルエンザHAワクチンを、2～4週間の間隔をおいて2回皮下に注射するものとする。

- (ア) 生後6か月以上3歳未満の者には、0.25ml
- (イ) 3歳以上13歳未満の者には、0.5ml

11 ワクチンについて

ワクチンは各医療機関で購入する。

12 予診票及び申請書

- (1) 佐世保市は予診票の指定及び配布は行わず、任意予防接種で使用している予診票を各医療機関が準備するものとする。
- (2) 佐世保市が配布する「佐世保市子どものインフルエンザ予防接種申請書」（以下「申請書」とする。）を、接種を受ける者の保護者に記入させ、提出するものとする。

13 予防接種実績報告書及び請求書の提出

- (1) 医師会加入の医療機関は、件数分の申請書（負担免除の対象者を接種した場合は裏面に証明書等（写しも可）の添付を要す。）を子どものインフルエンザ(任意)予防接種実績報告書(以下「報告書」という。)と共に月毎にまとめ次第、医師会に提出するものとする。医師会は、提出のあったものをまとめ請求書を作成し、申請書・報告書・請求書を接種月の翌月20日までに佐世保市へ提出するものとする。
- (2) 前号に規定する機関以外の実施機関は、件数分の申請書（負担免除の対象者を接種した場合は裏面に証明書等（写しも可）の添付を要す。）を「予防接種実績報告書及び請求書」と共に月毎にまとめて、接種月の翌月20日までに佐世保市へ提出するものとする。

14 接種歴の記載

予防接種法施行規則第4条3項の規定により、接種歴を母子健康手帳に記載するものとする。

15 予防接種被害

子どものインフルエンザ予防接種については、予防接種法で規定されている高齢者のインフルエンザ（定期接種）とは異なり、任意接種に位置付けられるが、佐世保市の行政措置として実施を行っていることを鑑みて、予防接種被害が生じた場合には、佐世保市が加入する「予防接種事故賠償補償保険」による救済制度の対象とする。

16 その他

この要領にない案件が生じたときは、必要により佐世保市は佐世保市医師会又は第13項第2号に規定する実施機関と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成20年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月30日から施行する。